

兌換銀行券発行制度の整備

岡橋, 保

<https://doi.org/10.15017/4403385>

出版情報：経済学研究. 31 (3/4), pp.1-36, 1965-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



兌換銀券發行制度の整備

——日本銀行發展史 第一期——

岡 橋 保

内 容 目 示

- 一 兌換銀行券條例の改正
- 二 元老院における保証發行銀券論議
- 三 保証發行と政府貸上金

一 兌換銀行券條例の改正

明治一四年（一八八一年）にピークに達した物価は、明治一五年からは反落に転じ、銀の打歩はしだいに低減してきた。そこで松方は、かねてからの計画にしたがって、日本銀行に銀行券の發行を許すべき時機が到来したと考え、明治一七年（一八八四年）五月に兌換銀行券條例を提案した。そうして同條例は五月二六日布告第一八号をもって七月一日から実施することとなった。いま、『明治貨政考要』の述べるところによると、その当時の事

情はつぎのとおりである。

「政府ハ明治十四年度以降非常ノ熱心ヲ以テ紙幣消却ノ処分ヲ断行シ、一方ニ於テハ方法ノアラン限り政府發行紙幣ヲ焼却シテ其額ヲ減殺シ、一方ニ於テハ頻リニ正貨ヲ買収シテ準備ヲ充実ナラシメ以テ兌換ノ用意ヲ為シタリ、而シテ今又銀行紙幣ノ処分ヲ定メ其ノ發行額ヲ年々消却減少スルノ方法ヲ立テタリ。此ニ於テカ其結果ハ合テ紙幣価格ノ回復トナリ、物価ノ下落トナリ、輸出ノ超過トナリ、正貨の流入トナリ、金利ノ低落トナリ、公債証券ノ騰貴トナリ、実二十四年ヲ中心トシテ考フルトキハ十年ヨリ十四年ニ至ルノ形況ヲ十四年ヨリ十八年ニ至ルノ間に再ヒ倒サン繰返スノ有様トナレリ、而テ紙幣価格ノ回復スルニ從ヒ兌換銀行券發行ノ機漸ク熟スルヲ以テ」⁽¹⁾

政府は、兌換銀行券条例を制定し、その実行することをあきらかにしたのである、と。

(1) 『明治貨政考要』〔下編〕『明治前期財政經濟史料集成』第一三卷 五五一頁参照。

兌換銀行券条例の第一条によると、日本銀行が発行するところの兌換銀行券とは、銀貨に兌換されるいわゆる兌換銀券であることが規定されている。明治四年（一八七一年）の新貨条例の規定しているところのわが国の本位貨幣は金貨であったが、貿易銀貨の開港場通用と金銀比価の公定によって、銀価値の下落、金銀の法定比価と市場比価の乖離から、明治七年（一八七四年）ごろいらい価値の尺度は、すでに、銀にかわっていたのであって、それが明治十一年五月（一八七八年）の貿易銀貨の国内一般通用の追認によって、わが国の本位貨幣は法制的にも銀貨となっていたからである。したがって兌換銀行券条例において、日本銀行の発行するところの兌換銀行券が銀貨兌換と規定されたのは、このような事実にもとづくものである。⁽²⁾ そうして第二条では、發券高にたいして相当の銀貨をおいてその引換準備としなければならないと規定さ

れ、明治一八年（一八八五年）五月七日、大蔵大臣より差当り二〇〇万円の銀貨を引換準備として、最高五〇〇万円までの發行を許され、九日から一〇円券が發行された。⁽³⁾ 明治一八年上半期末における銀行券流通高は三五八万円余で、手持金貨九・五万円、銀貨二九八・九万円、合計三〇八万円余が引換準備となっている。⁽⁴⁾

(2) 『日本銀行八十年史』によると、「法制上金銀複本位制であった当時において銀貨兌換としたのは、わが国の蓄積していた正貨が主として銀貨であっただけでなく、東洋諸国との貿易決済上も銀貨が便利であつた關係によるもので、松方大蔵卿の理想はもとより金貨兌換であつたが、日清戦争後償金を獲得するまでは到底実行不可能であつた」と（同書 一四頁参照）。

(3) 明治一七年（一八八四年）七月四日付の兌換銀行券發行手續命令書によれば、

「第一条 日本銀行ニ於テ兌換銀行券ヲ發行スヘキ員額ハ此際式百万円ト定ム但其融通ノ景況ニヨリ大蔵卿之ヲ適當ナリトストルキハ更ニ其増發ヲ許可スルコトアルヘシ」

「第二条 日本銀行は兌換銀行券發行高式百万円ニ対シ相当ノ準備銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ但其發行高ト準備金トノ割合ハ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノトス」

とあつたが（『日本銀行創業關係資料』『日本金融史資料』第一〇巻 附録 一一八頁参照）、明治一八年五月六日の改正によつて、

「第一条 明治十七年五月第十八号布告兌換銀行券條例ニ拠リ日本銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ員額ハ融通ノ景況ニヨリ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノトス」

「第二条 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ対シ相当ノ準備銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ其發行高ト準備金トノ割合ハ大蔵卿時々之ヲ指定スルモノトス」となつた（前掲書一三〇頁参照）。

これで、さきの兌換銀行券發行額二〇〇万円の制限がはずされ、發行額は融通の景況によつて時々大蔵卿が指定することとなつた。同年五月七日大蔵卿に上申、「差当り二〇〇万円の銀貨を引換準備とし、最高五〇〇万円までの發行を許さ」れ、九日から一〇円兌換銀券が發行された（日本銀行調査局『日本金融年表』および『日本銀行沿革提要』『資料』第一〇巻 附録 一五〇頁参照）。かくして兌換準備率については發行高にたいして相當の準備銀貨をおくよう規定されていたにすぎなかったが、現実に

兌換銀券發行制度の整備

は三分の一よりもおおい四〇パーセントの線にきめられていたことがわかる。

(4) 明治一八年上半期末における銀行券流通高および金銀準備高の数字は、第六回半季實際報告書における「日本銀行半季實際報告」によつたものであるが、おなじ報告書の「発行兌換銀券ノ事」に掲出の数字はつぎのようになっている。

発行高	四、五〇〇、〇〇〇円
流通高	三、八〇一、三三〇
手許有高	六九八、六七〇
準備銀貨有高	四、〇五七、九九六
引換準備率	一〇六・八%

以上のように銀行券流通高にも若干のちがいがみられるが、さらに準備銀貨有高では大きくくいちがつており、金銀貨の内訳も示されていない。いまこのようながいがどこからおこつたかを明らかにしよう。資料を持ち合わせないので、ここでは、一応、「實際報告」表の数字にしたがつておく(『資料』第八卷 一〇九頁および九四頁参照)。

なお『紙幣整理始末』における銀行券流通高と準備正貨高の数字も前掲「報告書」とおなじであつて(『資料』第一六卷 七六頁参照)、「兌換銀行券發行ハ其初メハ此ノ如ク万事慎重ヲ期シ金額凡テ正貨準備ヲ以テ發行セシメタリシ」(『紙幣整理概要』『資料』第一六卷 一六二頁参照)というように、明治一八年五月および六月末の流通高にたいして、準備正貨高はいずれもそれをつわまつていた。明治一八年五月から同年末までの各月末流通高と準備高を引用しておく(前掲書 七六頁参照)。

明治年月末	兌換銀行券流通高	準備正貨高
18(1885) 5	2,645,440円	2,806,883円
6	2,801,330	4,057,996
7	4,365,230	4,260,230
8	4,206,650	3,963,750
9	3,722,859	3,029,459
10	3,690,989	3,337,889
11	4,258,481	3,681,681
12	3,653,272	3,008,572

ところで發券銀行の利潤の源泉は、信用の貸付けによってえられるところの利子収入が基本である。すでにみてきたように、松方正義は、中央發券銀行の本質を「商業銀行」にもとめて、資本金に幾倍する信用創造を許さなければ中央銀行が充分にその役目の果たしえないことを強調したが、設立当初の日本銀行券の正貨準備率はほとんど一〇〇パーセントであつて、中央銀行としての活動がいまだ充分であつたとはいへなかつたようである。しかし明治一九年（一八八六年）一月からは政府紙幣の銀貨交換も開始されて、ここに、紙幣整理の事業も一応の落着をみたし、その後三年余のあいだ「國家幸ニ無事平穩ニシテ臨時ノ費達ヲ要スルコト少ナク殊ニ銀紙並価ニ通用シテヨリ国内一般ニ金利低落シ製造工業一時ニ隆盛ヲ致シ鉄道紡績其他諸会社躍リ接シテ興リ海外貿易ハ大ニ増進」⁽⁵⁾し、政府紙幣および銀行紙幣の減少をうめて銀行券の流通高も膨脹してきたので、明治二年（一八八八年）七月三十一日勅令第五九号をもって、七〇〇〇万円の保証発行と、さらに經濟界の情況の如何にしたがつて制限外發行（制限外保証發行）がみとめられた。これによって日本銀行の信用創造の道も大きく開かれたのであつた。⁽⁷⁾けれどもこの七〇〇〇万円のうち二七〇〇万円は、明治二年一月一日以降国立銀行紙幣の消却高を限度として發行されるものであつて、銀行紙幣に代替して流通する部分にすぎないし、このほか政府紙幣消却貸上金が二二〇〇万円ふくまれているから、日本銀行が、現実に、自由に、貸出しうるところの金額はわずかに二一〇〇万円にすぎなかつた。⁽⁸⁾

(5) 『紙幣整理始末』（『資料』第一六卷）四六―七頁参照。なお拙稿「松方正義の中央銀行構想」（金融經濟 第九七号 昭和四一年四月号）参照。

(6) 『紙幣整理始末』七八頁参照。

(7) 『紙幣整理始末』八九頁参照。

(8) 『第二条 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ対シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ

日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千万円ヲ限り政府發行ノ公債証書大蔵省証券其他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但本項七千万円ノ内式千七百万円ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル国立銀行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外更ニ政府發行公債証書大蔵省証券其他確實ナル証券若クハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其發行額ニ対シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行税ヲ納ムヘシ但其割合ハ其時々大蔵大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ為メ式千七百万円ヲ限り一箇年利子百分ノ二ノ割合ヲ以テ政府ニ貸付スヘキモノトス但明治三十一年以降ハ無利子タルヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大蔵大臣之ヲ定ム

なお日本銀行が自由に發行しうる金額は二、一〇〇万円であるが、松方の説明では、時に「二千万円許」りとか(『元老院會議筆記』『資料』第一三卷 一四二頁参照)、あるいは「式千式百余万元」とか述べられている(『松方伯財政論策集』『集成』第一卷 三二二頁参照)。

それはともあれ、銀行券の保証發行によつて日本銀行に信用創造の道のひらけたことは、大きな発展といふことができる。この保証發行限度が七〇〇〇万円にきめられた事情について、「兌換銀行券条例改正理由書」はつぎのように述べてゐる。

「我國通貨ノ需要十年来ノ經驗ニ抛レハ嘗テ壹億式千万円ヨリ降下セシコトナシ果シテ然レハ七千万円余ハ其五分ノ三弱ニ居ルヲ以テ如何ナル事情アルモ我社会ノ必要スル所ニシテ之ヲ兌換ナクシテ市場ニ流通セシメ得ル高ナリト断定スルモ敢テ過当ニアラサルヘク

且其高ハ我政府才入額ニ達セス以テ租税其他上納ノ為メ必ス民間ニ要スルモノナレハ豈ニ其価格ヲ失フノ恐レアラシヤ況ヤ方今紙幣ノ供給已ニ過多ナラサルニ銀行紙幣ノ額ハ年々減少シテ予定ノ年限ニ至レハ遂ニ貳千七百万円余ノ空隙ヲ生スヘク且百般事業ノ發達モ亦以テ通貨ノ需要ヲ増加スルニ至ルハ必然ナルニ於テオヤ此七千万円ノ証券抵当ノ兌換券ハ則チ彼ノ空隙ヲ満タシ此ノ需要ニ供給スルモノナレハ決シテ我國ノ為メニ過多ナリト云フヲ得ス

嘗テ独逸ニ於テ銀行法ヲ改正スルニ當リ當時國內ニ於テ正貨準備ニ超過セル流通高ヲ統計シテ人口ニ比例セシニ一人ニ付我三円六拾五錢ニ當レリ而シテ英國ハ一人ニ付貳円六拾四錢仏國ハ一人ニ付壹円貳錢ニ當レルヲ見テ独逸國ノ無準備流通高ハ其仏ニ比スレハ頗ル多キニ過クルヲ悟リ乃チ改正法ニ於テ右ニ節制ヲ加ヘタリト云ヘリ我國兌換券ノ正貨準備ニ超過スル高ハ數年間ハ五千万円ヲ超過スルコト多カラサルヲ以テ(国立銀行紙幣ノ減少高ハ明治三十年ニ至ルマテハ年々僅ニ百萬余円ナレハ實際本文ノ如キ勘定トナリ第六号表參觀)之ヲ人口三千八百五拾万七千七拾七人(明治十九年十二月末日)ニ比例シ一人ニ付壹円貳拾九錢余トナル而シテ明治三十年ニ至リ全額七千万余円ヲ發行スルモ尚一人ニ付壹円八拾壹錢ヲ超過セス又此ヲ方今ノ無準備紙幣ノ在高ト人口トノ比例ニ異ナルコトナク其適度ヲ失セサルヲ見ルヘシ各國貧富ノ度通貨ノ額等相同シカラサルモ正貨準備ヲ超過スル流通高一人ニ付僅ニ壹円乃至貳円ニ止マルニ於テハ危險ノ恐ナキヤ明カナリ(9)

と。これで見ると、わが国通貨の最低流通限度や、国庫歳入額にもとづく紙券の国庫通用力 (Kassenkurs) や、また經濟發展にもとづく流通必要貨幣量の増大、最後に人口一人当りの無準備流通高などいろいろな事情が総合されて、ここに、七〇〇〇万円の保証發行額がはじきだされたようである。

(9) 「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二十一年七月〕〔松方伯財政論策集〕三〇五―六頁參照。

わが国の發券制度がこのように明治二十一年（一八八八年）の改正によって七〇〇〇万円の保証發行のほか、經濟界の事情によりそれ以上の限外發行をみとめるという保証發行屈伸制限法となつたが、「改正理由書」は諸種の發券法を比較檢

討して、つぎのようにこの發券制度の優ぐれているという結論に到達している。

「抑モ兌換券ノ發行法タル其數種々アリ……諸法ノ得失ヲ考フルニ準備比例法ハ必ス法律上ノ比例ニ応スル正貨準備（例ヘハ發行）ヲ要スルモノナルニ由リ一朝不幸ニシテ信用壞乱シ又ハ外國貿易ノ變動ニ由リ正貨ノ需要ヲ来シ銀行ノ準備減少スレハ其減少額三倍ノ銀行券ヲ市場ヨリ引揚ケサルヲ得ス為メニ益々市場ノ狂瀾を撥動スルノ結果ヲ致スヘシ……伊多里西班牙等ノ諸邦皆此法ヲ用ヒ幸ニ前記ノ不幸ニ陥リシコトナシト雖トモ是銀行者ノ戒慎ト熟練トニ由ルモノニシテ發行法ノ完美ナルカ為メニアラス……

發行制限法ハ若干額ヲ定メテ正貨ノ準備ナシニ兌換券ヲ發行セシメ其他ノ發行ニハ尽ク同額ノ準備ヲ要シ信用壞乱シ中央銀行ノ紙幣ヲ要スル多キニ際スルモ尚又之ヲ増加スルヲ許サス夫レ市場ニ狂瀾ヲ生スルニ際スレハ信用概ネ地ニ墜チ僅ニ之ヲ保ツヲ得ルモノハ独リ政府ト中央銀行トアルノミ故ニ此不幸ニ遭遇スルヤ中央銀行ハ其信用ヲ使用シテ以テ他ノ信用ヲ支ヘサル可カラス然ルニ發行制限法ハ此急ニ臨ミ中央銀行ヲシテ充分ニ其信用ヲ使用スルヲ得セシメサルノミナラス却テ其流通ヲ減少セサルヲ得ス其不便言フ可カラサルモノアリ英國ノ如キハ此法ヲ用ヒ英倫銀行其他銀行ノ發行高ヲ三千五拾毫万千七百五拾磅ト定メ其ノ他ノ發行ハ尽ク正貨ノ準備ヲ要スルモノトシ市場ノ需要増加スルト雖トモ制限ヲ超過スルヲ許サス故ニ一朝市場ニ狂瀾ヲ生スルノ不幸ニ際スレハ非常ノ不便ヲ覺ヘ遂ニ行政処分ヲ以テ法律ヲ停止シ英倫銀行ニ制限外ノ發行ヲ許シ纔ニ恐慌ヲ鎮定スルヲ得タ……抑モ法律ヲ以テ正貨準備ナキ兌換券ノ發行額ヲ限ルハ甚タ可ナリト雖トモ予メ非常ノ場合ニ応スルノ策ヲ画セス該法ノ不便知ルヘキノミ

制限屈伸法ハ正貨準備ナキノ發行高ニ制限ヲ設ケ且發行總高ニ對シ相當ノ割合ニ從ヒ一定ノ正貨準備ヲ置キ市場ノ需要増加シテ正貨準備ナキ發行ヲ為スヲ許シ其超過高ニ發行税ヲ課シ以テ濫發ヲ防クモノトス故ニ未タ全ク準備法ノ不便ヲ免レスト雖トモ融通閉塞ノ患ハ之ヲ除クヲ得ヘシ而シテ制限外ノ發行高ニハ租税ヲ課スルニヨリ市場平穩ニ帰シ金利常況ニ復スルニ至レハ増發ノ利ナキヲ以テ法律自然ノ用作ニ由リ發行高ヲ制限以内ニ減縮スヘキナリ独逸ノ如キハ此法ヲ用ユルモノニシテ頗ル巧妙ナリト謂フヲ得ヘシ

此例伸縮法ハ發行高ト正貨準備トノ比例ニ法律上一定ノ割合ヲ置カス市場ノ需要ト正貨ノ出入トヲ參酌シテ或ハ半額ト定メ或ハ三分ノ

一若クハ四分ノ一ト定メ世上信用壊乱シ大ニ貨幣ヲ要シ中央銀行其信用ヲ以テ商工会社等ノ信用ヲ救援セサルヲ得サル場合ニ於テハ準備ノ比例ヲ低下シテ以テ充分ニ其信用ヲ使用スルノ余地ヲ得セシム是ヲ以テ發行制限法ノ市場ノ需要ニ応シテ其流通ヲ屈伸スル能ハサルト準備比例法ノ市場ニ狂瀾ヲ生スルニ際シ却テ其流通ニ急劇ノ減少ヲ來サ、ルヲ得サルトニ比スレハ大ニ優ルモノアリトス仏蘭西白耳義和蘭ノ如キ皆此法ヲ用フルモノナリ

……上文諸法ノ得失ヲ考ヘ欧州各國ノ実例ヲ案シ以テ我國方今ノ形況ニ適スルノ制ヲ求ムルニ第一正貨準備ニ對スル兌換券ハ其發行額ヲ制限セス第二証券準備ニ對スルモノニ至リテハ法律ヲ以テ明ニ其發行額ヲ制限スト雖トモ市場ノ必要アルニ際シテ特ニ之ヲ超過スルヲ得ルノ活路ヲ開クラ以テ最良ノ方法ト為スヘシ是レ發行制限法ノ弊ヲ矯メテ制限屈伸法比例伸縮法等ノ利ヲ收ムルモノナリ¹⁰⁾

と。しかしこの限外發行の規定は保証發行の規定とともに、元老院の審議においても¹⁰⁾も議論の集中したところであつた。

(10) 「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二年七月〕〔松方伯財政論策集〕三〇三〜五頁参照。なお松方『紙幣整理始末』〔資料〕第一六卷〕九二〜三頁参照。

二 元老院における保証發行銀券論議

元老院において論議の中心となつたのは、公債などを保証として發行される兌換銀券の問題であつた。明治一七年（一八八四年）五月の兌換銀行券条例の制定においての元老院の審議は、きわめて、平穩に推移し、内閣委員岩崎小二郎の提案趣旨の説明ののち、最初に質問に立つた渡辺洪基議員は、「本案ハ重要ナル法案ニシテ頗ル美譽ナリト信シ之ヲ賛成ス」

と、はじめから肯定的な態度を表明して、この兌換銀券が金貨とおなじ無制限法貨である点についてただしているにすぎない。さらに第二番目の質問者三浦安議官のごとき、「本官モ本案ヲ賛成ス日本銀行條例ヲ制定セル当初ヨリシテ此兌換銀行券ノ發行ハ已ニ定マレリ只其本案ヲ發スル時期ノ如何ハ一ニ主務卿ノ意見ニ存ス本案ノ各条ヲ通覽スルニ復タ一点ノ疑義ヲ見ル無シ此條例ニシテ能ク実行スルヲ得ハ貨幣ト紙幣トニ間差ヲ生セサルニ至リ将来ノ經濟上ニ大ナル便益ヲ收ムルヲ期ス可シ故ニ其大体ヲ賛成スルコト爾リ」といったぐあい、提案にたいしてほとんど全面的な賛意を表している。ところが、このたびの保証發行銀券の導入にあたっては非常な論議をよんだのは、公債などを保証として發行されるようになってくると兌換銀券の「兌換」が不安となり、ことに政府への貸付がからんでいるだけではなく、さらに制限外發行については發行額の限定もないというようでは、ついには、往年の国立銀行紙幣のように金紙に間差を生ずことになることとまるといことが、議官の審議を白熱させた重要な理由であつたようである。

(1) 『元老院會議筆記中金融資料』（『日本金融史資料』第三卷）二二〇—二二一頁参照。以下『元老院會議筆記』と略称す。

なお渡辺議官は、「此銀行券ハ租税海關稅其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス」という第四条における銀行券の無制限法貨の規定について、つぎのような質問をしている。

「現ニ銀行紙幣及ヒ政府發行紙幣モ海關稅ニ充用スルヲ得サルニ此条〔第四条〕ニ記スル如クナレハ政府發行紙幣ヲ法律上ノ通貨ト為スヤ將タ此兌換銀行券ヲ法律上ノ通貨トナスヤニ疑ヒ無キ能ハス抑モ此兌換銀行券ハ海關稅ニ充用セシムルモ租税ニハ紙幣ト同一ノ比例ヲ以テ充用セシムルカ此一事ノ關係甚タ重大ナルヲ以テ内閣委員ノ明弁センコトヲ望ム」と（前掲書 一二〇—一二一頁参照）。

これにたいし岩崎内閣委員は、銀券も「日本銀行ニ發行ヲ許セシ者ナレハ純然タル通貨」（傍点―岡橋）であるとし、さらに、質問者は「政府發行紙幣ノ法律上ノ通貨タルニ疑フ有ルカ如キモ是レ日本國ノ本位貨幣タル金貨ニ對シ發行シタル者ナリ然レトモ自然ニ彼此ノ間差ヲ生シ政府モ己ムヲ得シテ黙許スルニ至レリ然リ而シテ其海關稅に充用セシメサルハ外國條約に根由ス海關稅ニ充用スル貨幣ハ昔年ハ一分銀貨ナリシモ今日ハ墨西哥銀貨及ヒ一円銀貨ナリ今ヤ日本銀行ヲシテ兌換銀行券ヲ發行セシムルニ當テハ單ニ其通用ノ実貨ト異ナル無キヲ掲ケテ足ル可ケレトモ海關稅ニ充用スルコトヲ特掲セシハ此点ノ効力ヲ強メタルナリ」（傍点―岡橋）と答え、當時、銀行券が銀行の手形であることを実感しながらも、金または銀の実貨（正貨）の支払を内容とする銀行の手形であることが通念となっていたようである（前掲書 一二一頁、なお一二六―七頁参照）。

そのような事態は、金銀貨に打歩が生じ明治一四年（一八八一年）いらい徐々に低減しきつあつたけれども、この當時（明治一七年五月）なお金には二〇パーセント、銀には九パーセント余の打歩がついていたからであつて、実貨といつても交換されることによつて、その実貨と価値にひらきの生じないということが兌換券の本質であるかのような考えがおこなわれたのであろう。だからいつても実貨にかわりうる兌換券の「効力」が政府發行紙幣よりも強いことを表示するために、第四条で、とくに、銀行券の海關稅に充用しうることの規定したのでとし、さらに、それにひきつづいて、租稅には紙幣と銀行券とのあいだに差別をつけるようなことはないが、金紙の背離から、現実には裁定取引がおこなわれて、実貨と等しい兌換券とそうでない紙幣とのあいだにはおのずから事情のちがいの生じうることを強調している。すなわち、

「凡ソ人民ハ此券〔銀行券〕ト紙幣トニ間差ヲ存スル有ルヲ以テ尋常ノ租稅等ニ此券ヲ充用スルコト無ク必ス國債局日本銀行等ニ就キテ交換ヲ請ハントス然レトモ若シ風癪者白痴者等ノ此券ヲ尋常ノ租稅ニ充用スル有ラハ租稅官吏ハ毫モ間差ヲ立ル無クシテ之ヲ接收ス可キノミ」と（前掲書 一二二頁参照）。

これは、議官たちの兌換券の本質観からおこつたことのようにである。兌換銀行券条例案の第二読会において、本文各条における銀行券を、とくに、「兌換」銀行券とすべしとの修正説があつて、そのとおりの最終決定をみたが、その審議において渡辺洪基議官は、「兌換ノ文字ヲ加フルハ無用ナリト信ス蓋シ銀行券ナル者ハ素ヨリ兌換ノ性質ヲ有セサル可ラサレ

ハナリ然レトモ奈何セン不兌換銀行券アルヨリシテ兌換ノ文字ヲ冒セサルヲ得サルコトヲ」と、結局、「兌換」銀行券とする修正説に賛成しているのである。⁽²⁾ここで渡辺議官が、銀行券とはもともと兌換の性質を有するものだとしていることは、さきに松方正義が「国立銀行条例改正趣旨書」〔明治一六年三月〕において、「抑々ハバンクノート√(銀行紙幣)の本質タル全ク正金兌換ニ在リテ恰モ約束手形ト其作用ヲ均フスルハ是其ハバンクノート√タルノ本質ナリ」とする見解に類するものであつて、金貨あるいは銀貨のいわゆる正貨で支払われるべきところの約束手形であることを意味し、政府紙幣で支払われるような国立銀行紙幣は約束手形ではあつても、それは「銀行紙幣ノ完全ナルモノ」ということはできないといふにあるようである。⁽³⁾かくして、正貨に兌換されない「銀行の約束手形」〔バンクノート〕にかえようというのが、明治一七年五月の兌換銀行券条例であつたのだから、それがいまや公債などを保証として銀行券が発行され、その一部が政府に貸上げられるように改正されようというのであると、折角「完全」な銀行紙幣⇨兌換銀行券にしたものをふたたび不「完全」な銀行紙幣に引戻すような改正案に議論のわいたのも当然なことであつた。

(2) 『元老院會議筆記』一二六―七頁参照。

なお「第四百四十号議案」〔兌換銀行券条例〕第二読会の審議の内容は、銀行券を「兌換」銀行券にあらたむべしということを中心で、箕作麟祥議官は、「孰レニ決スルモ可ナレトモ原案ト修正説トヲ比視スレハ寧ロ修正説ヲ可トス内閣委員ハ熱心ニ原案ヲ維持シ現問題ノ發議者賛成者等モ幾多ノ弁論ヲ費セトモ本官ハ斯ノ如ク重要ノ問題トハ思惟セヌ……何ソ斯ノ如キ瑣瑣タル件項ニ對シ堂堂ノ論ヲ吐クヲ要センヤ」(前掲書 一二七頁)といつてするように修正説におちつき、その他若干の字句の修正があつた

だけで第二読会は終り、ひきつづき第三読会では修正点もなくして、本議案は可決されている（前掲書 一三〇～一二頁参照）。

(3) 「国立銀行条例改正趣旨書」（『松方伯財政論策集』『集成』第一巻）四四九頁および四四八頁参照。なお拙稿「中央商業銀行から中央発券銀行へ」（金融経済 第九五号）九一〇頁参照。

これと同様の見解をとるものに元老院議員津田真道がある。かれは、「兌換券ハ即チ銀貨ノ切手」だとしておるばかりでなく、「紙幣は国債ナリ実ニ然リ詰リ政府力人民ニ負債ノ手形ヲ出セシト同キナリ総テ紙幣ハ何時マデモ兌換セシテ行ハル可キモノニ非ス」といい、また「紙幣ハ引替ユヘキ性質ノモノナルコトハ鰻屋、菓子屋ノ切手等ト同一ナリ菓子ニセヨ鰻ニセヨ其切手ニテ引替フルコト無クハ誰力之ヲ受取ラン紙幣モ亦然リ」とも述べ、紙幣と銀行券とに本質的な区別をみないで、ただ後者の銀行券は銀貨に兌換される切手、手形であるにすぎないと見ているようである。というのは、かれは「今日政府発行ノ紙幣ハ其性質ヨリ言ヘハ兌換券ナルヘキモ名義ハ然ラス」ともいっている所以である（『元老院議会議事録』一一四～一四五頁参照）。

これは明治二年（一八九〇年）三月二二日元老院会議における第六七八号議案「政府発行壹円以上ノ紙幣通用禁止ノ件」にたいする津田真道議員の発言であつて、かれはすでに明治九年（一八七六年）七月八日の第三〇号議案「国立銀行条例ノ議」に顔を出しており（前掲書 二二七頁参照）、明治一七年（一八八四年）五月九日の第四四〇号議案「兌換銀行券条例」および明治二一年（一八八八年）七月一七日の第五八一号議案「兌換銀行券条例中改正ノ件」の元老院会議にも出席している。この紙幣を国債なりとする発言は、津田議員にさきだつてなされた由利公正議員の発言にもみられるところがあつて（前掲書 一一四頁参照）、いづれも通貨をもつて社会生産物にたいする請求権なりとする貨幣本質にかんする指図証券説に類するものといえる。しかもこのような見解の生れてきた背景として、金銀貨の回収に預り手形が発行され、それが金銀貨に代替流通するようになった歴史的な事実のあることも忘れてはならない。

まず楠本正隆議員は、保証発行銀券と不換紙幣の区別もなしに、その増発の弊害のおそれはないかについてつぎのような質問をしている。

「明治十七年ニ兌換銀行券条例發布アリテ不換紙幣ヲ銀貨ニ兌換スルモノト為シ維新ノ際ヨリ銀紙ノ差甚シキ流弊ヲ調和セリ當時之ヲ

一時ニス可カラストノ世論アリシニモ拘ハラス政府ハ自ラ信シテ斷行セリ蓋シ通貨多キニ過ルトキハ物価騰貴スルヲ以テ其流通額ヲシテ平準ヲ保タシムルハ大蔵省ノ主義即チ政府ノ主義ナリキ然ルニ此法案ヲ一読スレハ通貨ノ増スノ意ニ出ルニ似タリ一方ニハ通貨ヲ減シ其価ヲ復スル主義ナルモ一方ニハ陸続兌換券ヲ増発スルハ商業上又ハ政府財政上ニ於テ止ムヲ得サルニ因ルカ……

其他市場ノ景況ニ由リ發行稅ヲ納メテ兌換銀行券ヲ發行スルヲ得ルニ於テハ其發行額ニ際限ナキカ如シ抑兌換ス可キ準備金アレハ猶可ナルモ只市場ノ景況ニ由テ無限ニ増発スレハ自ラ準備手薄ニナルノ恐アリテ其価格ヲ減シ人民ノ經濟ニ損耗ヲ招ク無キカ⁽⁴⁾

と。これにたいして松方は、今日の流通紙幣量は明治一一年（一八七八）いらいの最低であつて、市場の景況によつて増発の道をつけておかなければかえつて經濟的混亂の生ずることのあることを強調し、また保証準備發行は無限に拡大しうるものではなく、「銀行者及政府ノ当路者ハ一時ノ變ニ応シテ理財ノ道ヲ円滑ナラシムルハ尤モ心ヲ注ク可キ所ナリ故ニ其發行スル額ハ決シテ銀行ノ私利ニ供スルニ非ス即チ市場ノ景況ニ由リ之ヲ發行シテ社会ヲ救済スルモノナリ此条アリテ理財ノ道始メテ利通スルヲ得ン此レ準備金ヲ俟ツ能ハザル場合ノ救済策ナリトス」と答えている。⁽⁵⁾

(4) 『元老院會議筆記』一四一頁参照。

(5) 『元老院會議筆記』一四二頁参照。

しかし松方のこの説明では、兌換銀券と国立銀行紙幣あるいは不換紙幣との區別について相手を納得させるに足るほど明らかになってはいない。それというのも、松方は兌換券を「本位真貨ノ確」かな「代表通貨」⁽⁶⁾とみて、その増減にもとづく物価の騰落も正貨流通のばあいとおなじにさけがたいことは事実であるが、正貨準備以上の「代表通貨ノ名有テ実ナキ」兌換券は直接流通貨幣の増減となり、その濫発の影響が顕著であることを説いているほどだからである。かくして元

老院の各議員は、保証発行ばかりか、さらに限外発行に強い不安をいただき、それに論議を集中したのであった。

(6) 『紙幣整理始末』一〇一頁および九三、四頁参照。

なお、かれは「金銀貨ニ代リテ交易ノ媒介トナルモノハ総テ兌換券ナラザルナ」しとして、つぎのような数量説的見解を展開している。すなわち、

兌換券の「数量少ナキニ過クレハ物価低落シテ易買不振ニ陥リ多キニ過クレハ購買力ヲ減少シテ正貨ノ外出ヲ促ス等其多寡増減ハ大ニ財政上ニ影響ヲ及スモノタラサルヲ得ス勿論其流通額ノ中正貨準備ニ相当スル部分ハ仮令幾何ノ増加ヲ来ストモ唯世間ニ流布セル正貨ノ転シテ銀行ノ庫中ニ集リ兌換券之ニ代リテ其空隙ヲ補フニ過キサレハ其一般ノ流通ニ影響スル所ハ初メヨリ正貨ノ依然世間ニ流布シタル時ト毫モ異ナルコトナキナリ故ニ此部分ノ発行ハ全国ノ通貨ニ増減スル所ナキノミナラス自然正貨ノ出入ニ制限セラル、ヲ以テ敢テ濫発ヲ恐ル、ニ足ラス然レトモ其正貨準備ニ超過スル部分……ニ至テハ直接ニ一般ノ流通貨幣ヲ増減スルカ故ニ其濫発頗ル憂フルニ足ルモノアリ銀行力信用ヲ濫用スルモ全国ノ商況ヲ過敏ナラシムルモ市場ノ恐慌ヲ促スモ皆此部分ノ発行ヲ濫ニ増加スルノ結果タラサルハナシ」と(『兌換銀行券条例改正理由書』〔明治二十一年五月〕『資料』第一卷 三〇五頁参照)。

さらに、尾崎三良議員も、公債などを保証とする兌換券と銀行紙幣(不換紙幣)とのあいだに区別のない点をつぎのよう追求している。すなわち、

「本案ニ対スル本官ノ疑点ヲ挙ンニ兌換券ト銀行紙幣ト異ナル要点ハ何時ニテモ硬貨ト引換ヘ得ルト否トニ在リ然ルニ本案第二条第二項ニ『日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千万円ヲ限り政府発行ノ公債証券大蔵省証券其他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシテ兌換銀行券ヲ発行スルコトヲ得』トアリ即チ国立銀行条例ニ異ル無キヲ得ンヤ当初国立銀行ハ保証トシテ公債証券ヲ政府ニ提出シ其保証額ニ応シテ紙幣ヲ発行シ又其引換ヲ要スル者アレハ硬貨ヲ以テ之ニ応スル制ナリシニ其後紙幣ト硬貨トノ間ニ価格ノ差異ヲ生シ随テ紙幣ノ引換ヲ要求スル者日ニ多ク遂ニ国立銀行条例ヲ改正シ有テ其紙幣ニ換ルヲ許セリ畢竟公債証券ヲ抵当トシテ紙幣ノ発行ヲ許セシ故ニ斯ル困難ヲ生セルナリ此ニ於テ我政府ハ金銀貨ヲ準備トシ何時ニテモ之ト引換ヘ得ル兌換券ヲ発行セシ今斯ク改正スルトキ

ハ前二国立銀行ノ困難セルト同一ノ困難ヲ来タシ随テ政府ノ信用ヲ失シ經濟上ノ一大變動ヲ生スルノ虞アリ且国立銀行條例ハ準備金ヲ公債証書ノミニ限レルモ本案ハ之ニ大蔵省証券其他確實ナル証券及ヒ商業手形ノ三種ヲ加ヘリ此第二種ノモノハ如何ナルモノナルヤ政府ノ保証スル株券ノ類乎又第三種ノモノハ外国ニ在テハ兎ニ角本邦ニ在テハ概シテ信用ノ薄キモノノミ是等ヲ保証トシテ兌換券ヲ發行スルヲ許セハ益々兌換券ノ信用ヲ損シ政府ノ信用ヲ失セン又七千万円ハ新ニ増加スルニ非スト言フモ此点ハ姑ク措キ第二條第一項ニ拠レハ日本銀行ハ兌換券ノ發行額ニ対シ同額ノ金銀貨等ヲ引換準備トシテ蓄積シ置カサル可カラス而シテ其準備金ハ一錢ノ利潤ヲモ生セス之ニ反シテ第二項ニ拠レハ銀行ハ公債証書ノ如キ自ラ利益ヲ生スル物ヲ保証トシテ兌換券ヲ發スルヲ得ルニ依リ必スヤ彼ニ拠ラス此ニ拠テ先ツ兌換券ヲ發行スルニ至ル可シ然レハ將來再ヒ紙幣ト硬貨トノ間価格ノ差等ヲ来シ……遂ニ其引換ヲ中止セサルヲ得サル如キ惡結果ヲ生スルモ亦知ル可カラス以上二点ハ這般ノ改正ニ関シ本官ノ特ニ顧慮スル所ナリ……本官ノ疑点ハ本案ハ從前紙幣ト硬貨トノ間ノ価格ノ差等ヲ生シタルニ等シキ弊害ヲ再醸スルヲ恐ルハト銀行紙幣ノ如キ若干年流通特許ヲ得タルモノスラ其年限ニ拘ハラス社會ノ為メ漸次ニ之ヲ減少セルハ畢竟公債証書ヲ準備トシテ紙幣ヲ發行セルニ原クヲ知り而モ今公債証書ニ止メス商業手形マテ之ヲ準備トシ以テ兌換券ヲ發行スルヲ許ス所以及確實ナル証券若クハ商業手形トハ如何ナルモノヲ指ス乎之カ説明ヲ請フ」

と。ここで国立銀行紙幣が不換紙幣と混同され、金貨に兌換できることが兌換券にとってもっとも本質的なことと考えられている。このかぎり、尾崎議官にとって公債や手形を保証として発行される兌換券が、国立銀行紙幣とおなじように、やがて正貨とのあいだに価格の差等の生じうるおそれがあると考えたのも当然なことであって、さらに「全部付託調査委員」を設けるよう提案して、そこで充分論議をつくさんことを付言している。これにたいして、おなじく貨幣數量説的な見解をとっている松方が、正面から、銀行券の本質が手形流通に立脚する信用貨幣であることを明らかにし、ことに、公

債や手形を保証とする銀行券と不換紙幣が本質的にちがうことについて答弁ができなかったのも尤でもある。⁽⁸⁾

(7) 『元老院會議筆記』一四二―三頁参照。

(8) 尾崎三郎議員の質問「に対し松方大蔵大臣は、正面から答えることなく、保証発行七千万円が一度に兌換の請求をうける懸念はないといっているに止まる」と(吉野俊彦『日本銀行制度改革史』一三七頁参照)。

まず松方は、つぎのような答弁をしている。すなわち、

「四十三番〔尾崎三郎議員―岡橋〕ハ交換準備ノ性質變シテ保証準備ノ性質ト為ルヤノ恐レ有ル如クニ言ハレタリ成程一応其疑ヒ有ルハ尤ナレトモ能々考慮アラハ別ニ説明ヲ待タスシテ了解シ得ラル、ナラント想像ス元來保証準備ニテ発行スル銀行券ニモセヨ既ニ兌換ハ名ヲ冠スル以上ハ早晚交換スル時アルハ論ヲ待タサルナリ、彼ノ英吉利ニ於テハ一億五千万円マテ保証準備ニテ兌換銀行券ヲ発行シ其余ハ同額ノ交換準備ヲ備ヘサレハ之ヲ発行スルコトヲ許サス……乃チ本案ハ英吉利ノ制ニ倣ヘルモノニシテ保証準備ニ抛リ発行スル券額ハ七千万円ヲ限リト為シ其他ハ同額ノ交換準備ヲ置キテ発行スルモノト為セリ是レ畢竟鄭重ヲ旨トシ万一ニモ其間ニ弊害ノ生セサルンコトヲ希望スルノ外ナラサルナリ」⁽⁹⁾(傍点―岡橋)

と。松方は、国立銀行紙幣においても「通貨」の「引換準備」のあったことを、まったく、わすれているかのような苦しい答弁をしている。⁽¹⁰⁾そうして松方は、それにひきつづいて、貨幣数量説とはあい容れない流通必要貨幣量の原理から、保証発行銀行券が流通界に投入強制されたところの不換紙幣とちがっていることを、つぎのように述べている。すなわち、

「且又第二条第二項ニ抛テ発行セシ七千万円即チ発行高残ラス交換ヲ請求シ来ラハ如何スルヤトノ掛念アランモ全国ノ人民如何ニ貧乏ナル者ニテモ一人ニ付一円二円位ハ必ス其衣食住ニ要用ナル可ケレハ其尽ク来テ交換ヲ求ムル如キコト有ラサルハ本員ノ断シテ確信スルノミナラス海外各国ノ歴史ニ徴スルモ亦其例ニ乏シカラサルナリ或經濟學者ノ説ニ抛レハ政府ノ才入総計ト同額マテ

ハ之ヲ發行スルモ差支ナシト云フ故ニ今日我日本政府ノ才入殆ント八千余万円ナルニ比シ此第二項ノ金額ヲ増加シテ八千余万円ト為スモ可ナラント信スレトモ是亦確實慎重ヲ旨トスルヨリ終ニ七千万円ヲ以テ限リト為セリ要スルニ本案ハ學理ニ基キ經驗ニ徴シ尚ホ確實慎重ヲ経緯トシテ編成セシモノナレハ滿場各官ニ於テハ本案ニ対シテ毫モ危疑ノ情懷アルヲ要セサルナリ又商業手形云々ノ疑問アリシカ所謂商業手形ナルモノハ約束手形及為替手形等ヲ指ス而シテ此約束手形為替手形等ヲ一概ニ確實ナラサルモノト見ハ四十三番ノ疑ヒ有ル固ヨリ当然ナレトモ其確實ナラサルヲ捨テ其確實ナルヲ取レハ蓋シ之ヨリ確實ナルモノハ無カル可シ此他大藏省証券及ヒ政府ノ特許シタル会社ノ証券等モ皆ナ確實ナルモノト見做シテ可ナラン¹¹⁾

と。ここで松方が「學理」といっているのは、一国における流通必要貨幣量の原理であつて、單純なる対人口比率のようなものではない。しかしながらこの「學理」は松方のたつてゐるところの數量說の見解とあい矛盾するものであるばかりか、かれが列挙している保証發行限度額確定のための諸基準それら相互のあいだの關係もかならずしも明確とはいへなかつた。かくして松方の答弁を單純なる國際比較としてみるときは、人口一人當り保証發行銀行券額の一円八〇錢はわが國情にあつては、なお、多きにすぎるといふ反論もありうる所以である。¹²⁾

(9) 『元老院會議筆記』一四四頁參照。

(10) 拙稿「中央商業銀行から中央發券銀行へ―日本銀行發展史序説」(金融經濟 第九五号 昭和四〇年二月号)一〇一頁參照。

(11) 『元老院會議筆記』一四四頁參照。

(12) 「本官ハ第二案第一項〔正貨準備發行銀行券―岡橋〕ニハ同意スルモ第二項ノ準備金ヲ俟タス七千万円ヲ發行スルコトハ恰モ前項ノ美法ヲ埋没スルニ同シキモノト信シ居タルニ過刻内閣委員ハ準備金ヲ俟タスシテ七千万円ヲ發行スルモ決シテ不都合ヲ生スルコトナシ其故ハ七千万円ヲ全國人口ニ割付クレハ一人一円八十錢許ノ少額ニシテ是レ丈ハ人々必要ナルヲ以テ決シテ俄カニ引換ヲ要スルコトナカル可シト云ヘリ欧州ノ經濟學者ハ毎々人口ニ比例シテ此等ノ見込ヲ立ルコトヲ常トスルニ因リ日本ニテモ之ヲ做ヒ

シナラン然レトモ是レ固ヨリ確然タル定見アルニ非ス且英國等ノ富裕ノ度ト日本トノ程度ヲ比較セハ五十乃至六十段ノ差違アラシ
然ルニ貿易交通ノ事モ漸次頻繁ニ赴ケハ金錢ノ運用随テ多ク到底人民ニ分賦シテ若干ノ金額ハ其方ニ必要ナレハ決シテ引換ヲ求ム
ルコトナシト断定スルハ其當ヲ得ルト為サス且村落ニ至テハ每一人平均一円ヲ有スルモノ稀ナル可ケレハ一人ニ付一円八十錢許ノ
平均ハ今日日本ノ程度ヨリ言ヘハ寧ロ多キニ過ルナラント信ス且又日本ノ通貨運用ノ多寡ハ民産高低ノ度ニ比例スル能ハサルコト
アリ其度ニ比スレハ却テ通貨ノ運用過多ナルヲ見ル是レ畢竟交通不便ニシテ手形ヲ利用スルコト能ハサルノ致ス所ナル可シ官吏ノ
給料ノ如キモ日本ニテハ通貨ヲ以テ支給スルモ欧州ニテハ手形ヲ以テ通貨ヲ用フルコト少シ是レ其實易交通ノ盛大ナルニ由ルナリ
然レハ決シテ人口ノ割合ヲ以テ通貨使用ノ多寡ヲ定ムル能ハス」と(元老院會議筆記「一五三頁参照」)。

このように通貨の数量は、單純に、人口の割合をもつて決しうるものでないことを尾崎議員は強調しながら、松方の人口比率基準も、結局は、通貨の数量がいろいろな經濟事情によつて決定されるものであり、銀行券の流通量も日本銀行の恣意によつて自由に増加しうるものでないことを、説明するための一つの要因にすぎなかったことが、尾崎議員には、充分、理解されてはいなかったようである。それは尾崎議員のつづいて述べていることから、容易にうかがうことができる。

「本官ノ憂フル所ハ七千万円ノ銀行券ヲ増發シ之ニ對スル準備金ナキトキハ或ハ輸入品俄ニ増加シ多額ノ硬貨ヲ要スル場合ニ於テ大ニ困難ヲ來サント是レナリ然ルニ引換ハ決シテ多額ニ上ラサル可シトテ之ニ安ンスルハ如何ナラン又番外〔内閣委員岩崎小二郎―岡橋〕ハ百分ノ五ヲ下ラサル發行稅ハ今日ノ利子ニ對シテ安直ナリト言フヲ得ス且恐慌ノ沈靜スルニ及ハハ必ス大蔵省ヨリ日本銀行貸付金ノ利子ヲ減下セシム可キヲ以テ漫ニ銀行券ヲ發スルコトナシト云フモ自今ハ商業ノ振起セサル故ニ政府ノ利子ハ五六朱民間ノ利子ハ八九朱ニ止マルモ自今商業振起スルニ至レハ政府ノ利子ハ八朱民間ノ利子ハ一割以上ニ上ルナラン然ラハ百分ノ五以下ノ發行稅ニテハ未タ安心スル能ハス又政府カ其營業年限ノ終ルヲ俟タス国立銀行紙幣ヲ消却シ且政府ノ紙幣モ漸次ニ減却スルノ方法ヲ取ラレシハ十一年來流通紙幣ノ額頻リニ増加シ市場ノ弊害ヲ來セシ故ナリ思フニ營業年間ニ其發行紙幣ヲ消却セシムルハ甚苛酷ニ似タルモ全国ノ經濟ヨリ云ヘハ亦己ムヲ得サル事ナラン而テ今ハ却テ日本銀行ヲシテ兌換券ヲ發行セシム即チ是レ国立銀行ノ紙幣ヲ消却セシムル方針ト相撞着スルモノニシテ一方ニハ国立銀行ニ紙幣ヲ消却セシメ一方ニハ日本銀行ニ之ヲ増サシムトハ甚偏頗ノ所為ナリ或ハ一國中ニ多數ノ銀行アルハ經濟上宜キヲ得スト云ハントモ今日ノ狀態ヲ以テ見レハ各国立銀行ヨリ發行セシ

各種ノ紙幣アルモ人民ハ既ニ之ヲ見慣レタレハ決シテ不都合ナシ是故ニ他ノ各國立銀行ノ紙幣モ年限内ハ其儘ニ据置ク方可ナラ
ン」と(『元老院會議筆記』一五三―四頁參照)。

このように國立銀行紙幣や日本銀行券を、國家が流通界に投入發行した不換紙幣と區別せず、まったく、同一視してゐることが
みられるのである。

なお、このほか、銀行券の制限外發行にたいする不安はつよく、最低五分程度の發行税ではその増發への制限力はなく、
むしろ制限外發行高の「定限」を明示する必要があるとする議員もあらわれたが、政府の答弁は、もっぱら、流通必要貨
幣量の視点から、銀行券の發行は日本銀行の規制しうるところでない点を強調するのみにおわっている。そのもっとも典
型的な見解は内閣委員岩崎小二郎のつぎの答弁のうちにみられる。すなわち、蜂須賀茂韶議員が

「第二條第三項ノ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ要スト認メタルトキ日本銀行力臨時ニ發行スルヲ得ヘキ兌換銀行券ニ法文上其制
限ヲ設ケサルハ如何此ノ如クナレハ日本銀行ハ之ヲ無限ニ發行スルヲ得ルモノト解セサルヲ得ス……本官ハ此法律ヲ永遠ニ實施スル以
上ニハ定限ヲ明示スルノ必要アリト信スルナリ」⁽¹³⁾

と質問してゐるのになんてして、

「第三項ノ臨時發行ノ兌換銀券ニ定限ヲ置カサル理由アリヤト成ルホト法文上何千何百万円ヲ限ルトノ数字上ノ定限ナキモ論者ニシテ
本案ヲ熟読セラレナハ暗々裡ニ定限アルコトヲ知り得ルナラン即チ『流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ云々』例ヘハ通常貨幣ハ現
在ノ流通高ヲ以テ十分ナリトスルモ一旦市場ニ變動起ラハ忽チニシテ貨幣ニ底底ヲ来サン此時ニ当リ其市場ノ恐慌ヲ濟ハンカ為メニ兌
換銀券増發ノ必要ヲ生ス可シ必要ヲ生スレハ先ツ大蔵大臣ノ許可ヲ請ハサル可ラス彼ノ腹膨ルレハ恐慌ハ満足スト謬アルカ如ク市場ヲ
満足セシムルタケ發行スルヲ要シ其需要充ツルニ及ヒテ止ムハ是レ經濟上ノ學理ナリ故ニ本案ト雖トモ其需要ヲ超ヘテ増發スルノ主意

ニ非ス而シテ此主意ハ此法文中何レノ所ニモ見ヘサルナリ其恐慌ヲシテ満足セシムルニ足ルノ額ノミヲ發行セシムルハ取モ直サス法律上ノ定限ト云フ可シ⁽¹⁴⁾

と、兌換銀券の發行量が市場の需要によつて規定される点をのみくりかえし述べている。

(13) 『元老院會議筆記』一五〇頁參照。

(14) 前掲書 一五〇頁參照。

そうして岩崎は、さらにひきつづいて、發行税もなお兌換銀券の増發の抑制に充分効果のあることを、つぎのように強調している。

「去リナカラ或ハ市場ノ需要滿ツルニ及ヒ尚ホ増發スルノ恐ナキ能ハサルヲ以テ其發行高ニ對シ發行税ヲ納メシムルナリ用ナキニ好ンテ發行税ヲ納メ漫ニ増發スル如キハ日本銀行ノ為サ、ル所ナラン日本銀行ノ利子ノ割合ハ日本銀行條例第十一條第六項ニ依リテ定ムル所ナリ同項ニ曰ク『公債証書、政府發行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ為ス事但其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ』ト即チ第十一條全体ハ日本銀行營業ノ制限ナリトス凡ソ兌換券ヲ増發スルハ必ス市場ノ需要アルトキニ限ルモノニシテ目的モ無ク漫リニ増發スル者ニ非ス加之必ス其増發シタル銀券ハ前陳ノ第六項ニ依リ當座勘定貸又ハ定期貸ニ向テ払出スナリ而シテ其利子ノ如キハ固ヨリ大藏大臣ノ許可ヲ受ケテ定ムルナレハ己ニ恐慌モ沈靜シ稍々需要ヲ減スルトキニ於テハ高キモ四分乃至三分五厘ヲ超ヘサル可シ翻テ本案ヲ見ルニ發行税ヲ百分ノ五即五分ト為セリ恐慌モ已ニ沈靜シ貨幣ノ需要止マハ利子ノ低落スル勿論ナリ今仮リニ三分五厘トセンカ日本銀行ハ僅ニ三分五厘ノ利子ヲ得ル為メニ一方ニ五分ノ發行税ヲ納テ銀券ヲ増發スルカ如キ之レナキヤ万々ナリ要スルニ法文上數字のノ定限ヲ明記スルヲ得ハ甚タ可ナルモ是レ固ト市場ノ景況ニ応スルモノナルカ故ニ之ヲ予定スルコトハ實際上為シ能ハサル所ナリ然レトモ暗々裡ニ定限アルコト前陳ノ如ク⁽¹⁵⁾」

兌換銀券發行制度の整備

である、と。

(15) 『元老院會議筆記』一五〇～一頁参照。

三 保証発行と政府貸上金

保証発行銀券と国立銀行紙幣（不換紙幣）との異同をめぐって元老院の論議は白熱化した。

保証発行部分の兌換銀券の本質を政府紙幣とおなじもののように考えているとおく、元老院議官にたいして、内閣委員の答弁は、もっぱら、貨幣の流通必要量視角からなされ、兌換銀券の発行は市場の需要に左右され、日本銀行の自由に増減しうるものではなく、市場にとって不要な兌換銀券は返済と兌換によって還流・収縮し、金紙に差価の生ずるようなおそれはないと強調している。そうして兌換銀券がこのような還流性、その伸縮性をもっていることが、兌換銀券と不換紙幣との本質的な相違からきているのであって、このような兌換銀券の特質を正面から説こうとしなかったことが、かえって各議官の質疑をよんだ所以であろう。これは、もちろん、元老院議官の根本原理が貨幣数量説であったことに起因しているだけではなく、内閣委員も、やはり、根本的には、貨幣数量説をとっていたことに原因があったといえよう。そうして元老院では、国立銀行を廃止して独占的な中央発券銀行として日本銀行を設立した意義が、この公債などの保証銀券の発行によって没却されるおそれのあることがくりかえし強調され、ついには全部付託調査委員を設けて充分に審議をつく

すべきことが提案され、改正議案は出席議員互選の七名の全部付託調査委員に付議され、その調査報告書をまっけて、第二読会に回付されたのであった。⁽²⁾

(1) 『元老院會議筆記』『資料』第一三卷) 一六一頁および一六五頁参照。

(2) 前掲書 一五八頁および一六〇頁参照。

もちろん内閣委員も答弁につとめ、岩崎小二郎内閣委員のごときは、その答弁のおわりに當って、「猶ホ起立ノ序ニ一言セン内閣委員ハ本案ヲ調査委員ニ付託シテ精究鍛鍊スルハ偏ヘニ希望スル所ナレトモ其調査委員ヲ置カントスルノ三理由ニ至リテハ少シク弁明シ置カサルヲ得ス」とし、堂々、三つの点から調査委員選定の提案の理由が「十分ナル理由ナリト為ス能ハス」とし、「併シ其實際ハ果シテ内閣委員ノ詳述スル所ノ如クナルヤ否ヤヲ調査スルニ在リト言ハハ是レ自ラ別論ナリ」と述べている。⁽³⁾けれども保証発行銀券のなかに政府への貸付金のふくめられていることがそれら銀行券の紙幣化の懸念を強くしたことは推察するにたたくない。

(3) 『元老院會議筆記』一五一〜二頁参照。

松方も、さきに、中央銀行としての日本銀行の設立にあたつては、それが短期の商業金融を中心とする割引銀行である点を強調し、公債担保貸付の長期化を防止すべきことを説いている。いま、明治一五年(一八八二年)三月の「日本銀行創立趣旨書」をみるに、つぎのようなことが述べられている。

「国立銀行ノ……当業者ハ常ニ利ヲ金利息騰ノ間ニ射ルコトヲ知りテ復タ之ヲ金融輪転ノ内ニ求ムルコトヲ知ラス或ハ銀行株券ヲ低当

トシ或ハ公債証書ヲ抵当トシ其甚シキハ家屋地券或ハ自店ノ株券ヲモ抵当トシ貸付期限ノ若キモ長キハ二三年短カキモ五六ヶ月ニ下ラス久シク一事一業ニ固著シテ動カス……然リ是ヲ以テ金融繁忙ノ日ニ遭フト雖トモ毫モ目下ノ需要ニ供スル能ハス是レ我國立銀行力常ニ貸金資本ノ缺乏ニ苦シム所以ナリ……

中央銀行ハ其体面ヨリ之ヲ名称スレハ乃チ中央銀行ナリト雖トモ其營業ヨリ類別スレハ乃チ所謂割引銀行ニシテ手形割引ヲ以テ本務トスルモノナリ……

夫レ中央銀行ニテ割引スル手形ハ……其仕払確實ナルノミナラス必ス仕払期限ノ百日以内ニ在ル者ヲ扱フカ故ニ資本金ノ流動暫クモ淹滞スルコトナシ勿論中央銀行ト雖トモ公債証書、鉄道証券、政府手形等ヲ抵当トシテ貸付ヲ為サ、ルニ非スト雖トモ多クハ三十日若クハ四十日ヲ以テ期限ト為スヘキカ故ニ資本金久シク銀行ヲ離ル、ノ患ナケレハ豈復タ貸金資本ノ缺乏ニ苦シムカ如キコトアラシヤ⁽⁴⁾

と。このように日本銀行は「商業金融の中核体⁽⁵⁾」として、つねに、その貸付資本の流動性が重要視されていたから、日本銀行条例においても、対政府貸付については、「公債証書政府発行ノ手形其他政府ノ保証ニ係ル各種ノ証券ヲ抵当トシテ当座勘定貸ハ定期貸ヲ為ス事但其額及ヒ利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ」(第一条第六項)とその間接的な制約がおかれていたわけであらう。⁽⁶⁾

(4) 「日本銀行創立趣旨書」(明治一五年三月)、『松方伯財政論策集』四四一―二頁参照。

(5) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』五四頁参照。

(6) なおこの点につき、『日本銀行制度改革論小史』の筆者はつぎのように述べている。

「日本銀行と政府との資金的關聯に付ハ日本銀行創立旨趣ノ説明ノには国庫金の取扱のみに触れ逆に日本銀行より政府に貸上をなす事に付ては之を創立の目的に掲げておらず之を以てすれば当初政府は中央銀行が政府に貸上をなすことは兌換銀行券をして不換

紙幣たらしむる恐れあるが故に努めて之を避け専ら商業金融の中核として手形割引に専心すべしと云ふ理念を認めたものの、如くに伺はれる」と（日本銀行調査局『日本銀行制度改善小史—日本銀行改組の事情』（昭和二年一月）一〇頁参照）。

もちろん日本銀行の政府への貸付は、すでに、創立もない明治一六年（一八八三年）の下半季いらい「御用立替金」の名のもとにおこなわれていた。けれども、政府貸上げをもって日本銀行の「義務中ノ要部」とまで強調して、これを兌換銀行券条例のなかに、公然と規定しようとしたのは、なぜであろうか。それは、もちろん政府発行紙幣消却のためのものでもあったろうが、むしろそれを看板にして銀行券の保証発行の道をつけておいて、恐慌など経済混乱に対処しうるような銀行券の弾力的な供給機構を整備しておこうとするにあったからであろう。明治一七年五月制定の兌換銀行券条例第二条には、「兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ」と規定されていただけで、正貨準備についてきわめてあいまいのままになっていたことも確かである。この点を明確化することも、また、本改正案の重要な問題点であったであろう。いま、この点にかんして、『明治財政史』はつぎのように述べている。

「兌換券条例ニ付最モ注意ヲ要スルモノハ第二条ニ在リ夫レ何レノ時何レノ国ヲ問ハス銀行券ヲ発行スルニ当リ最モ困難ナル問題ハ準備金割合ノ制限及ヒ発行額ノ制限ニアリトス蓋シ此二者ハ銀行券発行方法中ノ大眼目ニシテ若シ俄ニ証券引換ヲ請求スル者多キ時ハ一時之ニ応スル能ハスシテ為メニ破産スルニ至ルコトアリ或ハ商業ノ好況ニ乗シテ濫ニ其証券ヲ増発スルトキハ物価ハ変動シ金融ハ逼迫シ遂ニ不測ノ禍ヲ醸スコトナキヲ保セス而シテ此ノ如キ結果ヲ来スハ皆此制限ノ宜シカラサルニヨルナリ然レトモ此制限嚴ニ失スルトキハ銀券ハ為メニ活潑ノ働ヲ為ス能ハス乃チ国家ノ利益ヲ損スルコトアリ是レ英國銀行史ヲ読ム者ノ熟知スル所ナリ而シテ此点ニ関シ我兌換銀行券条例ノ規定スル所ハ日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシト云フニ過キス故ニ

我兌換銀行券發行方法ハ其準備ノ割合ニ制限ナク其發行高モ亦随意ニシテ更ニ制限アルコトナシ故ニ日本銀行ノ兌換銀行券ノ發行ニ関シテハ活潑ナル運動ヲ為シ得ルノ自由ヲ有ス從テ濫用ニ陥ルノ虞レナシトセス是ヲ以テ日本銀行ハ大藏卿ノ嚴密ナル監督ノ下ニ置カレタリト雖モ既ニ法律上兌換銀行券ノ準備割合ト其發行額トニ関シ制限ヲ設ケサル以上ハ兌換券發行ノ方法ハ之ニ従事スル者其人ヲ得レハ利有テ害ナク其人ヲ得サレハ其弊恐ルヘキモノアリシナリ」⁽⁹⁾

と。

(7) 「日本銀行第三回半季實際報告書」によると明治一六年（一八八三年）末の「御用立換金」の残高は一〇〇万円で、第四回の七年上半季間中も「御用立換金」はおこなわれたが季中に返済されて季末の残高はなかった。第五回は季中の貸出もなかったが、「御用定期貸」一〇〇万円と「御用別途貸」一、一四〇万円余、第六回（一八八五年上半季）からは、「御用定期貸」、「御用別途貸」、「政府貸付金」の名称で、その貸付はつけられている（『日本銀行半季報告』（上）『資料』第八卷 四三頁、六四頁、一〇二頁、一二四頁、一四五頁その他、および『資料』第一〇卷参照）。しかし明治二年改正の兌換銀行條例第二条第四項に規定された政府紙幣消却のための政府貸付金が行されたのは、明治三年（一八九〇年）一〇月三〇日であった（『日本銀行營業報告』（上）『資料』第一〇卷 七六頁参照）。

(8) 「兌換銀行券條例改正理由書」〔明治二年七月〕（『集成』第一卷）二六八頁参照。

(9) 『明治財政史』第一四卷 二六六～七頁参照。

けれども、銀行券が実際に発行されるにあたっては一定の規程がなかったわけではなく、その発行基準を規定した「兌換銀行券發行手續命令書」にしたがって「稟申」のうえ、日本銀行は、「貳百万円ノ引換準備銀貨ヲ置キ極度五百万円迄ノ兌換券ヲ漸次發行」⁽¹⁰⁾したのであった。そうして『明治財政史』もこのことは「実ニ權宜ノ処置ニシテ亦実ニ止ムヲ得サルナリ」と述べている。⁽¹¹⁾ 發券制度につき松方は、もともと、三分の一比例準備制度を考えていたようであった。たとえば、

明治一六年（一八八三年）一〇月一九日の銀行券発行の建議ではまず全額準備からはじめ、やがて三分の一準備の原則にいたるべきことを強調している。すなわち、

「発行高ノ儀ハ欧州諸国特權銀行ノ例ニ從ヒ準備金ニ對シ三倍迄ヲ發行セシメ可然儀ト存候ヘ共目下紙幣ノ額未タ全ク其故ニ復セス何分其儀ニ難相運事情有之候間当分ノ内同額ノ準備金ヲ置カシメ勉メテ実著ヲ旨トシ謹慎以テ此ニ從事セシメ候ハ、理財上ノ轉移極メテ穩滑」⁽¹²⁾

にいくであらう、と。

(10) 「兌換銀行券發行手続」〔改定〕命令書」〔明治一八年五月七日〕（附錄「日本銀行創業關係資料」および「日本銀行沿革概要」

『資料』第一〇卷 一二九～一三〇頁および一四九～一五〇頁）参照。

(11) 『明治財政史』第一四卷 二六七頁参照。

(12) 前掲書 二五九頁参照。なお「兌換銀行券發行趣旨ノ説明」（前掲書 二六三頁）参照。

このようなくいちがいが見られるのは、銀紙の間差がしだいに減少してきたからである。「兌換銀行券發行手続命令書」⁽¹³⁾が、はじめ、大蔵卿から日本銀行に令達されたのは明治一七年（一八八四年）七月四日のことであって、兌換銀行券条例の建議は前掲のようにその前年の明治一六年一〇月であった。その間ほぼ一〇カ月を経過しており、銀の打歩は銀一円にたいして紙幣一円一五一から一円〇四七へと漸次に減退を示してきたばかりか、さらに銀行券の發行がいよいよ間じかに近づくにしたがい明治一八年（一八八五年）の四月には一円〇六五とほとんど等価にせまっていたこととあいまって、さきの「發行手続命令書」は改正され、「從來ノ兌換券發行額二百万円ノ制限ヲ廢シ發行額ハ融通ノ景況ニヨリ時々大蔵

卿ニ於テ指定スヘキコト」と定められ、最高五〇〇万円の發行にたいして二〇〇万円という四〇パーセントの銀準備の線がきまったのであらう。⁽¹⁷⁾ いま「發行手續命令書」の改定について『日本銀行沿革史』はつぎのように述べている。

「兌換券の發行は当初手續第一条に於て二百万円に定め融通の景況に因り大蔵卿之を適當なりとするときは更に其増發を許可することあるヘキ旨を規定せられたるも本行に於て未だ兌換券を發行せざる前即ち明治十八年五月六日を以て該手續を改定せられ發行額は融通の景況により大蔵卿時々之を指定せらるることとなりたるに依り翌七日を以て本行は大蔵卿に申出てたる上同月九日より二百万円の引換準備銀貨を置き極度五百万円迄を漸次發行することとし先づ十円券を同日より發行し爾後引換請求の景況に因りて發行額と準備銀貨との割合を増減し其時々大蔵卿に上申することと定めたり、而して同日發行残高（即ち、総發行高より本店在高を差引きたる流通高）は百二十一万二百円にして実には本邦に於ける兌換券發行の嚆矢なりとす」⁽¹⁸⁾

と。

(13) 「兌換銀行券發行手續命令書」〔明治一十七年七月四日〕（附録 一、日本銀行創業關係資料）一一八～九頁参照。なお「日本銀行沿革提要」（主要日誌）（前掲附録）一四八頁参照。

(14) 「日本銀行沿革提要」（前掲附録）一四九～一五〇頁および二二九～二三〇頁参照。

なお翌五月七日付の「兌換銀行券發行員額ニ関スル命令書」によれば、「兌換銀行券條例ニ拠り其銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ員額ハ当分ノ内其引換準備金ノ現在高ニ応シ發行可致義ト可相心得此旨相達候事」となっている（前掲附録 一三二頁参照）。しかし日本銀行は同月九日「大蔵卿ニ上申ノ上此日より二百万円ノ引換準備銀貨ヲ置き極度五百万円迄ノ兌換券ヲ漸次發行スルコト」としたようである（前掲附録「日本銀行沿革提要」一五〇頁参照）。

(15) 『日本銀行沿革史』第三卷 二二一頁参照。

ところで、銀券の正貨準備率は、明治一八年（一八八五年）五月の發行開始いらい、だいたい六〇パーセント以上の線を

維持し、その極度の四〇パーセントにたつたことはなかったが、政府紙幣および銀行紙幣にかわつて銀券の流通が普及してくるにしたがつて、その正貨準備率をいつまでもこのままに維持することは困難であるばかりか、さらに経済の発展におうじて増発の必要を生じたばあいには、その極度の四〇パーセントもわらなければならないような事態が予想されてきた。すなわち、明治一九年はじめから二一年（一八八六～八八）六月末まで政府紙幣および銀行紙幣の総流通高は四一〇万円減少したのになつて、銀券の流通高は四五五二万円も膨脹し、差引流通総高では四四二万円の増大となつてゐる。他方、銀券の正貨準備率は八二・三パーセントから六二パーセントへと低下しており、政府紙幣および銀行紙幣を加えた紙券通貨の総流通高にたいする正貨準備率はその間、三七パーセントから三七・一パーセントへと若干の上昇を示してはいるが、⁽¹⁶⁾銀券の代替流通の拡大とともに、前掲のごとき正貨準備極度の四〇パーセントはとうてい維持しがたいことがあきらかとなつたのである。⁽¹⁷⁾

(16) 『紙幣整理始末』（『資料』第一六卷）八一～一二頁、八七～八頁の諸表参照。

(17) 松方が比例準備制度をすてて、屈伸制限発行制度を採用するにいたつた点を、とくに、問題にしたものに渡辺教授の論文がある。渡辺佐平「わが国屈伸制限発行制度の成立」（金融経済 第六〇号 一九六〇年二月号）参照。

以上のような事態を背景として、ここに、兌換銀行券条例の改正が日程に上つてきたのであつた。いまその改正理由書を見るに、つぎのようなことが強調されている。

「我政府ハ夙ニ不換紙幣ノ大害アルヲ察シ、兌換ノ制ニ復スヘキノ廟議ヲ定メラレ、……明治十八年六月ヲ以テ政府紙幣交換ノ議ヲ布告セラル、ニ至レリ。是ニ於テカ不換ノ制ヲ変シテ兌換ノ道ヲ開キ、從來ノ弊害ヲ洗除ス。……」

然レトモ政府紙幣ハ兌換紙幣トシテ長ク通用セシムヘキモノニ非ス。必ス漸次之ヲ交換シテ、終ニ兌換銀行券ノ一種ニ歸セシムヘシ。……而シテ此目的ヲ直セント欲セハ兌換券ヲ以テ政府紙幣ニ代ラシメ、彼是消長シテ以テ市場ノ劇動ヲ避クルノ方法ヲ画セサルヘカラス。

今其方法ヲ考究スルニ英、独、澳ノ制ニ倣ヒ日本銀行ヲシテ正貨準備ノ外証券準備ヲ以テ若干ノ兌換券ヲ發行セシメ、……内幾分ヲ政府ニ借上ケ以テ政府發行紙幣ヲ消却スルノ一方アル而已。蓋シ中央銀行ナル者ハ政府ト密着ノ關係ヲ有シ、政府財政ノ機關トナリ、從テ許多ノ特典ヲ有スルヲ以テ其國家ニ對シ尽スヘキノ義務亦尠シトセス。就中國家財政ノ狀況ニヨリ一時又ハ永久ニ政府ニ貸与金ヲ為スカ如キハ、義務中ノ要部ニシテ、之ヲ各國ノ例ニ徵スルニ英蘭銀行ハ其創立ノ際資本金百式拾万磅ヲ挙テ政府ニ貸与シ、西曆千八百年代ノ初ニハ其額式千万磅ニ上レリ。……是ニ依テ觀ルトキハ日本銀行ヲシテ、其發行ノ幾分ヲ政府ニ貸与セシメ、以テ政府紙幣ヲ消却スルハ固ヨリ日本銀行力其特典ニ對スルノ本分ニシテ、於是乎初テ國家ニ對シ其義務ヲ尽スモノト謂フヘシ⁽¹⁸⁾」

と。松方は、さきに、政府紙幣の整理を錦の御旗として國家資本による日本銀行の創立に成功したのであったが、いまやこの使いふるしたスローガンに二度のつとめをさせ、政府紙幣消却のための政府貸上金によつて銀行券の正貨準備以上の發行ルートを開こうとしたが、折角の「兌換」銀行券がふたたび不換紙幣へと顛落することをおそれる空氣がつよく、前述のように元老院の審議は難航をかさねたのであった。

(18) 「兌換行券条例改正理由書」〔明治二年七月〕〔集成〕第一卷 三〇一―二頁参照。

ところで銀行券は公債証書を保証として發行されたからといって、その本質が変わるものではないばかりか、兌換の停止された銀行券をもつて政府紙幣と本質をおなじうするものではけつてない。松方は、前掲のように銀行券の手形であ

ることを知ってはいても、それが正貨で支払われる手形としてしか理解していなかったがために、元老院議員を充分説得することができなかったが、しかし銀行券の発行を経済界の必要とする程度にとどめておけば決して心配することがないばかりか、その発行を固定化したために却って経済に無用の混乱をおこすおそれさえあったイギリスの経験にてらしても、銀行券の発行を弾力的にし、経済界の変動に容易に対処しうるようにしておかなければならないと考えていたようである。松方は、銀行券の増減伸縮が経済界の事情によって制約され、発券銀行の自由になしえないことが、銀行券の本質そのものから起きていることを知らず、ただ政府紙幣や銀行紙幣のなきあとは銀行券でうめなければならぬし、さらに経済界の発展にともなう流通必要貨幣量も銀行券で補充しなければならないことから、証券準備をもつてする銀行券の保証発行の必要を提案したわけである。そこでまずこの保証発行銀行券でもって政府紙幣の消却にあててことを説き、この銀行券は正貨を準備として発行されたものではないけれども、それはただ「政府紙幣ト交換スルモノニシテ之カ為メ敢テ流通ヲ増減スルニアラス一般経済上ニ毫モ影響ヲ及ホスコトナク紙幣統一ノ為メ無量ノ利益アルヤ敢テ疑ヲ容レス」⁽¹⁹⁾、「本位真貨」⁽²⁰⁾を代表する銀行券とすこしもかわりのないものであることを強調している。

(19) 「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二年七月〕〔『集政』第一卷〕三〇二頁参照。

(20) 『紙幣整理始末』〔『資料』第一六卷〕一〇一頁参照。

いま政府貸付金二二〇〇万円算定の基礎を示せばつぎのとおりである。

「本年〔明治二年〕岡橋」五月末日政府紙幣ノ発行總高五千五百拾萬八千四百四拾四万七千七百拾貳円余ハ五拾銭

以下小額紙幣ナルヲ以テ漸次之ヲ補助銀貨ト引換（其資金ハ二十三年以降年々才入ノ内ヨリ百万円ヲ割キ之ニ充ルノ計画ナリ別紙第四号表第十二欄參観）壹円以上ノ政府紙幣四千三百六拾六万七千四百三拾六円之カ引換ニ充ルノ準備金貳千百六拾六万七千四百三拾六円今此高ヲ日本銀行ニ交付シ漸次政府発行ノ紙幣ト交換セハ正貨抵当ナキ紙幣貳千貳百万円ヲ余スニ由ルナリ⁽²¹⁾

と。さらに二七〇〇万円は明治二二年から消却される国立銀行紙幣に代わって漸次に発行されるものにすぎないし、その他現在流通する銀行券の一部をふくめて七〇〇〇万円発行されるとしても、それはいずれも現在流通している紙幣総額に余分に追加されるものではなく、むしろそれに代替流通するために発行されたものにすぎず、「漫ニ増発ヲ許スニ非サルナリ⁽²²⁾」と。ことに「我国通貨ノ需要〔明治―岡橋〕十年来ノ経験ニ拠レハ嘗テ壹億貳千万円ヨリ降下セシコトナシ果シテ然レハ七千万円余ハ其五分ノ三弱ニ居ルヲ以テ如何ナル事情アルモ我社会ノ必ス要スル所ニシテ之ヲ兌換ナクシテ市場ニ流通セシメ得ル高ナリト断定⁽²³⁾」しうるとし、さらに諸種の理由から決して「過多」に発行することはとうていできないのである、と。

(21) 「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二二年七月〕〔集成〕第一卷）三〇二頁參照。

(22) 『元老院會議筆記』（『資料』第一三卷）一三九頁および「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二二年七月〕三〇五頁參照。

(23) 「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二二年七月〕三〇六頁參照。

このように七〇〇〇万円の保証発行の銀券は、政府紙幣か銀行紙幣に代替流通するものであり、かつわが国の最低流通必要貨幣量をみたすにすぎないものであることを強調し、その金額はわが政府の歳入額にも達しないし、諸外国の事例におけるとおなじくわが国の人口割に対比しても決して適度を失したものでないことが説かれている。⁽²⁴⁾ かつ政府紙幣に代

替流通した銀券は、「特ニ財源ヲ設ケ其元金ヲ償還スルヲ得ヘキニ由リ」⁽²⁵⁾また日本銀行に還流、収縮し、それをふたたび貸出に充当できるから、「日本銀行ハ将来ニ於テ其資力ヲ増加スルコトヲ得ヘク加ルニ国立銀行紙幣ノ減少スルニ随ヒ日本銀行ハ漸次証券抵当ノ紙幣ヲ増加スルコトヲ得明治三十年ニ至リ之カ為メ貳千七百万余円ヲ発行スルコトヲ得ヘク其資力ヲ増加スルヲ得ル……故ニ前記貳千貳百万円ノ借入ハ決シテ日本銀行ノ資力ヲシテ薄弱ナラシムルモノト云フヲ得サルナリ」⁽²⁶⁾。証券保証発行銀券はこのように伸縮し、需要におうじて発行されるものであって、紙幣とおなじにみてはならない。かくして一朝経済界に混乱のおこったばあいにはそれに応じて、さらに、制限以上の保証発行の道をもうけても、その濫発のおそれはないのである、⁽²⁷⁾と。

(24) 「兌換銀行券条例改正理由書」〔明治二年七月〕三〇五～六頁参照。

(25) 前掲書 三〇二頁参照。

「政府借入金償還ノ方法ハ借入ノ年ヨリ四ヶ年据置キ二十六年ヨリ別紙第二号表第三欄ニ於テ示スカ如ク、特ニ資金ヲ設ケ年々之ヲ償還シ、明治四十五年則チ日本銀行營業終期ニ於テ償還シ尽ス計画ナリ」〔前掲書 三〇三頁参照〕。

(26) 前掲書 三〇二頁参照。

(27) 前掲書 三〇六頁参照。なお『元老院會議筆記』〔資料〕第一三卷) 一五〇頁参照。

前述のごとく兌換銀行券条例改正案は、元老院における審議において、七月一七日の第一読会後、全部付託調査委員に付議され、七月二六日その調査報告書にもとづいてようやく第二読会に入つたのであった。⁽²⁸⁾いま、全部付託調査委員会における右改正案の審議の内容については知りえないが、調査委員山口尚芳議官の報告によると、「本案ノ要領トスル所ヲ

挙クレハ第一ニ明治政府カ軍備ト政務トノ為メニ發行セシ紙幣……ヲ消却スルコトト第二ニ全国百數十ノ銀行ニ於テ發行シタル銀行紙幣消却ノ目途ヲ立ツルコト第三ニ我國ノ人口ト產物トニ割合ヒ以テ流通紙幣ノ額ヲ定ムルコト等ノ三点ナリ
 スル要用ノ存スル有ルヲ以テ調査委員ハ番ニ本案ヲ不可トセサルノミナラス段々反覆審議ヲ尽スニ及ヒ今日ニ在テ我邦ノ財政ヲ整理スルニハ本案を舍テ、他ニ頼ル可キモノナシト決セリ故ニ本案ノ大体ニ付テハ毫モ之ヲ變更セスシテ只僅ニ字句ノ修正ノミニ止メタリ」と述べ、つづいて字句の修正につき報告したるのち、「調査委員ニ於テ本案ヲ可トシ且字句ヲ修正シタル理由ノ概略ハ此ノ如シ願ハクハ各官ノ同意ヲ得テ此報告案ニ可決センコトヲ」と結んでゐる。⁽²⁸⁾これによってみると、内閣委員の主張した貨幣の最低流通必要量および流通必要貨幣量の増減にもとづく銀行券の伸縮、その還流性が見とめられたようであつた。

(28) 『元老院會議筆記』一五九〜一六〇頁参照。

(29) 前掲書 一六〇〜一頁参照。

しかし銀行券の還流性、その伸縮性が銀行券の本質に属するものであることについては、内閣委員も充分認識していなかったからでもあるが、調査委員においてもそれを納得して本改正案に賛成したのでは、もちろん、なかったようである。むしろ兌換券とは、やはり、「正貨引換」銀行手形としてしか理解されていなかったようであるから、改正案のなかにも、結局は、現行法の第二条の立法精神を汲みとることによって、ようやく、賛成されたにすぎなかったようである。すなわち、調査委員楠本正隆議員の本案賛成の弁はこのことをよくつたえている。

「抑々本案ハ極メテ簡單ナルモ其旨趣トスル所ノ宏大ナルハ數回ノ質問答弁ニ依テ明々白々タリ然リ而シテ現行法第二条ニハ『日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ相當ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ』ト有リシヲ此回之ヲ改メテ『日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ』ト爲セリ此改正タル固トニ喜フ可キコトナレトモ第二項ニ至リ『日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千万円ヲ限り政府發行ノ公債証券大藏省証券其他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保証トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得』云々ト掲ケタルヲ見レハ全ク前項ノ主旨ニ反對シ恰モ日本銀行ヲシテ七千万円ノ不換紙幣ヲ發行セシムルヤノ疑ヒ無キ能ハス果シテ日本銀行ヨリ七千万円ノ不換紙幣ヲ發行セシムル詎ナランニハ政府ノ爲メニ謀ルモ決シテ得策ト言フ可ラス因テ本官ハ大ニ之ヲ憂慮シ段々内閣委員及ヒ主任官等ノ説明ヲ聞クニ結局第一項ニ於テ發行高ト同額ノ準備ヲ置クハ第二項ノ七千万円ニ對スル交換準備ヲ兼ネシムル爲メナルニ依リ其名ハ同額ノ準備ヲ置クト言フモ其実ハ矢張り現行法ノ通りノ準備ヲ置クト同一ニ帰スルカ如シ然ラハ何故ニ此ノ如キ改正ヲ要スルヤト言フニ是ハ法律上政府ノ經濟ヲ明カニシテ人民ノ信用ヲ厚クセントノ主旨ニ外ナラスト云フ斯ル事情ナルヲ以テ調査委員席ニ於テモ本項ニハ一字一句ノ修正ヲ加ヘスシテ已ミタルナリ……付テハ此調査報告ハ僅々タル字句ノ修正ニ止マレトモ其僅々タル字句ノ修正ニ止メタル所以ハ全ク以上ニ陳述セシ理由ヨリ出ツレハ何率各官ニ於テモ是等ノ主題ヲ量察セラレンコトヲ希望ス」⁽³⁰⁾

と。かつて兌換銀行券條例の制定にあたって、引換準備のための「相當ノ銀貨」が發行額と同額のこともありうるという内閣委員の説明に満足して、この條例をもつて「美挙」⁽³¹⁾（渡辺議員）なりとし、「本案ノ各条ヲ通覽スルニ復タ一点ノ疑義ヲ見ルナシ此條例ニシテ能ク実行スルヲ得ハ貨幣ト紙幣トニ間差ヲ生セサルニ至リ將來ノ經濟上ニ大ナル便益ヲ收ムルヲ期スヘシ故ニ其大体ヲ賛成スルコト爾リ」⁽³²⁾（三浦議員）と賛成したところの元老院が、いま保証發行銀券をみとめるにあたって、發行額を下まわる引換準備金をも、なお、「相當」であるとみづからにいいきかせて、もつて現行法の理念が守りとおすことができたのをせめてもの慰めとしている。かくして第二読会、およびひきつづいて開かれた第三読会にあつ

ても、若干の字句の修正があっただけで、午後二時二〇分散会となり、本改正案は可決、上奏されたのであった。⁽³³⁾

(30) 『元老院会議筆記』一六一頁参照。

(31) 前掲書 一二二頁参照。

(32) 前掲書 一二二頁参照。

(33) 前掲書 一七五頁および一七六頁参照。

本篇は昭和三十九年度文部省科学研究費交付金による研究の一部である。